

論点に対する回答

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	<p>1 社会保険労務士法について、第 19 回行政手続部会（令和元年 5 月 21 日）において、厚生労働省より、以下のとおり、ご説明いただいたと理解しているが、そのような理解でよいか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(1) 同一人物が、シェアード会社とそのグループ内の複数の事業会社を「事業所」（社労士法第 14 条の 2 第 3 項）として勤務社会保険労務士の登録をすることは、法令上制限されていない。また、実体面としても、当該勤務社会保険労務士が勤務実態をもって勤務を行っているのであれば、それぞれの事業会社で労働社会保険諸法令に基づく業務を行うことができる。</p> <p>(2) 同一人物が、開業社会保険労務士（法第 14 条の 2 第 2 項）と勤務社会保険労務士（同条第 3 項）の両方に登録することは、法令上制限されていない。また、シェアード会社の従業員である勤務社会保険労務士が、従業員でなく開業社会保険労務士の立場として、当該シェアード会社以外の会社から、労働社会保険諸法令に基づく事務を直接受託することは法令上認められる。</p> </div>
<p>【回 答】</p> <p>○ （1）について、以下の通り修正すれば、差し支えない。 3 行目途中から、 「登録をすることは、<u>法令上制限</u>されていない。また、」を、 「登録をすることについて、<u>法令上規定</u>されていない。」に修正する。</p> <p>○ （2）について、以下の通り修正すれば、差し支えない。 2 行目途中から、 「登録することは、<u>法令上制限</u>されていない。」を、 「登録することについて、<u>法令上規定</u>されていない。」に修正する。</p>	

重点分野	社会保険に関する手続
省庁名	厚生労働省
論点	<p>2 第19回行政手続部会において、厚生労働省より、「シェアード会社に雇用されている勤務社会保険労務士は、当該シェアード会社の指揮命令を受けて業務を遂行する立場にあり、同社の業務上の方針の影響を受けざるを得ない立場にあるのでグループ会社の労働社会保険諸法令に基づく事務を行うことはできない。・・・こうした影響を受けることで専門家としての公正な立場で当該業務を行うことができない恐れがあることが、その理由である」とご説明いただいた。</p> <p>しかし、部会においては、シェアード会社に勤務する勤務社会保険労務士の業務内容としては、「人事給与システム」によって自動で処理等が行われる定型的なものが多く、このような定型的な業務をシェアード会社以外の会社から受託したとしても、勤務社会保険労務士としての業務の公正性に問題がない」との指摘があった。</p> <p>については、シェアード会社における技術の進展に応じた勤務社会保険労務士制度のあり方を議論するための前提として、まずは、厚生労働省において、シェアード会社において「人事給与システム」によって自動処理等を利用して定型的な社会保険申請業務が行われている実態及び事業者が不都合を感じている点について、早急に把握していただきたい。</p>
<p>【回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会保険労務士の業務は、社会保険労務士法第2条各項各号に定められているとおりであるが、その中には、ご指摘のような定型的な作業もあり得るが、その作業の前提として、事業場の実態を踏まえた判断や労働社会保険諸法令に関する高度な知識、判断を要するものが多くあるものと認識している。 ○ なお、社会保険労務士の業務について変更する場合、社会保険労務士法の関連規定の改正の可能性が高いと考える。(社会保険労務士法の改正は、議員立法による改正が原則となっている) ○ 事業者からのご意見等については、適宜対応してまいりたい。 	